

静岡県立浜松工業高等学校消防計画

令和6年4月1日

第1章 総則

第1節 目的及びその適用について

第1条 目 的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、静岡県立浜松工業高等学校の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 適用範囲

この計画に定めた事項については、次の者に適用する。

- (1) 静岡県立浜松工業高等学校に勤務、通学し、出入りする者すべての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

第2節 防火管理業務の一部委託について

第3条 防火管理業務の一部委託

(1) 委託者からの指揮命令

受託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(2) 委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

別表9「防火管理業務の委託状況表」のとおり。

第3節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

第4条 管理権原者

- (1) 管理権原者は静岡県立浜松工業高等学校の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

第5条 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

ア 建 物 基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段

イ 防火施設 防火戸、防火シャッター

ウ 避難施設 階段、避難口

エ 電気設備 変電室、分電盤、ネオン管灯設備

オ 危険物施設 少量危険物貯蔵取扱所

カ 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）

給湯設備、ガス設備、ボイラー

キ 消防用設備等 消火器、自動火災報知設備、誘導灯、避難器具

- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取り扱いの指導、監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 教職員及び生徒に対する防災教育の実施
- (9) 防火管理業務従事者（火元責任者）に対する指導、監督
- (10) 防火防止対策の推進
- (11) その他

第４節 消防機関との連絡

第６条 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別		届 出 等 の 時 期	届出者等
(１) 防火管理者選任 (解任) 届出		防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
(２) 消防計画作成 (変更) 届出		消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の変更など大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(３) 訓練実施の通報		自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
(４) 消防用設備等点 検結果報告書		３年に１回（若しくは１年に１回） (総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書)	防火管理者の 確認を受けた 後に通報する
(５) そ の 他	消防用設備等 の設置届	消防用設備等を増築、改設、移設したとき	管理権原者

第７条 防火管理業務資料等の整備

防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して、整備し、保管する。

第2章 予防管理対策

第1節 火災予防上の点検・検査

第8条 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1の「日常の火災予防を行う担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
- (2) 別表1は、教職員に配付し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。
- (3) その他
防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当者の任務の確認を行う。

第9条 自主的に行う検査・点検

- (1) 火災予防上の自主検査（前 第5条（3）の項目）
自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査と分けて行う。
 - ア 日常的に行う検査は、別表2の『自主検査チェック票（日常）「火気関係」』及び別表3の『避難施設等点検記録表』に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。
 - (ア) 「火気関係」のチェックは毎日終業時に行う。
 - (イ) 「避難施設等点検記録表」のチェックは1日1回以上行う。
 - イ 定期的に行う検査は、別表4の「自主検査チェック票（定期）」に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。
実施時期は、7月と12月の年2回とする。
 - ウ その他
 - (ア) 防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。
 - (イ) 消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても防火管理者が確認、検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検
消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。
 - ア 自主点検は、別表5の「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき、防火担当責任者がチェックする。
 - イ 実施時期は、4月と12月の年2回とする。

第10条 消防用設備等の法定点検

- (1) 消防用設備等の法定点検は点検設備業者に委託して別表6により行う。
- (2) 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。
- (3) その他
建築基準法に定める定期調査（以下「定期調査」という。）を行い、建物の維持管理に努めるものとし、防火管理者は、定期調査実施時に立ち会わなければならない。

第 11 条 報告時

- (1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。
ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。
- (2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
- (3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の支持を受け、改修計画を樹立する。

第 12 条 その他

防火管理者は、定期的に自主検査、自主点検及び法定点検の実施者に確認の指示を行う。

第 2 節 火災予防措置

第 13 条 従業員等が守るべき事項

- (1) 全従業員は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火施設が有効に機能するように、次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、ロッカー等）を置かない。

イ 階段等出入り口に設けられている扉の開閉（常に閉まっている扉及び熱・煙等により自動的に閉まる扉）をさまたげるように物品がおいてある場合は直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品がおいてある場合は、直ちに除去する。

エ 上記において、物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

オ その他

- (2) 火気管理等

ア 終業時に、火気設備器具等の安全を確認する。

イ 火気設備器具は指定された場所で使用するとともに、器具等は本来の目的外に使用しない。

ウ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

エ その他

危険物を持ち込まない。

- (3) 放火防止対策

ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ 物置、空き室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ 建物内外の整理整頓を行う。

エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気と施錠の確認を行う。

カ 危険物や火薬類（クラッカー等）を使用するとき。

キ その他

（ア）警備員による巡回は、定期的に又は必要に応じて行う。

(イ) 裏口から出入りする者のチェックを行う。

第14条 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

集会室等に多数の人員を収容する場合は、避難誘導員の配置と必要に応じて入室の制限を行う。

(2) 実習中の安全対策の樹立

ア 実習責任者は、実習を行うときは、実習中の安全対策を樹立する。
また、次に掲げる事項の実習を行うときは、「実習中の消防計画」を消防機関に届け出なければならない。

(ア) 増築等で建築基準法第7条の3に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき

(イ) 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ 実習責任者等の遵守事項

防火管理者は、実習責任者に対し、次の事項を周知し、遵守させる。

(ア) 溶接・溶断など火気を使用して実習を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

(イ) 実習を行う生徒は、防火管理者が指定した場所以外では、火気の使用等を行わないこと。

(ウ) 実習場所ごとに火気の責任者指定し、実習の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

(エ) 危険物等の持ち込みは、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(オ) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。

(カ) その他

防火管理者の指示すること。

(3) その他

避難経路図を作成し、1階の各出入口付近、各階段の付近、教職員休憩室などに掲出する。

第3章 自衛消防組織等について

第15条 組織の編成

静岡県立浜松工業高等学校の自衛消防組織は学校長を自衛消防隊長として、自衛消防隊を設置し、その編成及び任務、指揮命令を行うとともに消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動が出来るように務めなければならない。

自衛消防の組織の編成（警戒宣言発令時の組織を含む。）は、別表7のとおりとし、この別表は、教職員休憩所、教職員更衣室、事務室の見やすいところに掲示する。

第16条 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により、行動する。
なお、教職員には、別に「防火管理者マニュアル」を作成し、配布する。

（1）通報・連絡

ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報と内線電話により事務室（220番）へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。

イ 事務室の勤務員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により、出火場所や消火・避難誘導などを指示する。

ウ ばやで消えた後でも、消防機関へ通報する。

エ 管理権原者、防火管理者が不在の時は、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

オ その他

放送用語例は別記5に定めるものとし、放送設備の付近に常備する。

（2）初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある、消火器、屋内消火栓設備を用いて、燃えているところに向けて消火する。

（3）避難誘導

ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ 携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れ者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ その他

（4）安全防護

ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

イ その他

（5）応急救護

ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことが出来るようにする。

イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

ウ その他

原則として屋外駐車場に救護所を設置する。

第 17 条 自衛消防隊の活動範囲

- (1) 自衛消防隊の活動範囲は、浜松工業高等学校の管理範囲内とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
- (3) その他
 - ア 近接する建物等に対する応援出場は、自衛消防隊長の判断に基づき、活動する。
 - イ 前アの協定は、管理権原者が行う。

第 18 条 その他

- 近接する建物等からの都市ガス漏えい事故防止対策は、別に定める。
(浜松工業高等学校はプロパンガスを使用している。)

第4章 休日、夜間の防火管理体制

第19条 休日、夜間に在館者がいる場合の措置

休日、夜間においては、在館者がいる場合、在館者全員で、次の初動措置を行う。

(1) 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

(2) 初期消火

全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

(3) 避難誘導

部活動、点検等のため入館者がある場合は、拡声器等を使用して、火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

(4) 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

第20条 休日、夜間の無人時の措置

休日、夜間において無人となる場合は、次によるものとし、火災発生時の連絡を受けた防火管理者は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

☐ (1) 無人直接通報

☐ (2) 即時通報 (セコム)

☐ (3) その他

第5章 震 災 対 策

第21条 日常の地震対策

- (1) 地震対策を実施する責任者は、校長とする。
- (2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。
 - ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
 - イ 窓ガラス・看板・広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
 - ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
 - エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
 - オ その他
- (3) 震災時の備蓄品を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検を実施する。

備 蓄 品 目	備 蓄 場 所
1 飲料水	防 災 倉 庫
2 非常用食料【リッツ（クラッカー）等】	
3 医薬品	
4 懐中電灯	
5 携帯ラジオ	
6 携帯用拡声器	
7 発電機	
8 毛布	

第22条 地震後の安全措置

- (1) 出火防止
 - ア 火気設備器具の直近にいる教職員は、元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
 - イ その他
 - ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。
- (2) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする
- (3) 地震動終了後、防火担当責任者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (4) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- (5) その他
 - ア 避難通路の確保を行う。
 - イ 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者等に報告させ、把握する。

第23条 震災時の活動

震災時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集等（警戒宣言発令時を含む）

通報連絡担当は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ等により、情報の収集を行う。

イ 混乱防止を図るため、必要な情報は教職員及び生徒に知らせる。

ウ その他

(2) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当者は、生徒等の混乱防止に努め、次のことを行う。

(ア) 生徒を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒に注意しながら、柱の回りや壁際など安全な場所で待機させる。

(イ) 生徒等を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

(ウ) 避難は防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令より行う。

(エ) 避難誘導は、生徒等の先頭、最後尾等に教職員を配置して行う。

(オ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

(カ) その他

避難は一時集合場所に集結し、人員確認後、避難する。

イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となる物の除去を行う。

ウ その他

第24条 警戒宣言発令時の対応措置

警戒宣言が発令されたとき、自衛消防隊は別表7に定める任務を行う。

(1) 警戒宣言発令時における授業方針

原則としては、授業は中止し、生徒等が混乱しないで退場できるようにする。

(2) 教職員・生徒等に対する警戒宣言発令情報の伝達方法

ア 生徒等に対する情報の伝達に先立ち、まず教職員・生徒へは放送設備により放送し伝達する。

イ 生徒等に対する情報の伝達時期は、各階の避難誘導担当の配置完了ごとし別記5の放送文により放送し伝達する。

(3) 地震による被害の防止措置

ア 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。

イ 被害防止措置の内容

(ア) 窓ガラス等の破損、散乱防止措置

(イ) 照明器具、ロッカー、書棚、OA 機器、物品などの転倒・落下防止措置

(ウ) その他

a 避難通路の確保

b 非常口の開放等

c 工作機の固定等